

桶川市建設工事に係る共同企業体取扱要綱

(平成7年6月21日市長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、市の発注する建設工事に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）及び官公需適格組合の基本的要件、指名競争入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）及び選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 一般共同企業体 年間を通じて有効な共同企業体をいう。
- (2) 特別共同企業体 市が発注する工事ごとに結成される共同企業体をいう。
- (3) 官公需適格組合 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）の趣旨に基づき、国が官公需適格組合として証明した組合

(基本的要件)

第3条 共同企業体は、施工体制及び責任分野を明確にし、実質的な施工能力を高めるため、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 運営形態は、原則として、各構成員が対等の立場（出資割合、派遣職員等）で一体となって施工するものであること。
- (2) 特別共同企業体の構成員は、その年度の桶川市建設工事等指名競争入札参加資格者名簿に、個人又は法人の業者として掲載されているものであること。

(一般共同企業体及び官公需適格組合の資格審査)

第4条 一般共同企業体及び官公需適格組合の資格審査は、桶川市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成26年桶川市規則第5

号) 第7条に規定する事項について行うものとし、各審査項目の取扱いは、次によるものとする。ただし、官公需適格組合に関してこの取扱をする構成員については、5名を限度とする。

(1) 経営規模の審査は、各構成員の年間平均完成工事高、自己資本の額及び職員の数のそれぞれの和を用いて行うものとする。

(2) 経営状況の評点は、各構成員について算定される経営状況の評点の平均値によるものとする。

(3) 技術力の審査は、許可を受けた建設業の種類ごとに算出した各構成員の技術職員数値のそれぞれの和を用いて行うものとする。

(4) その他の審査項目(社会性等)の評点は、各構成員について算定されるその他の審査項目の評点の平均値によるものとする。

(特別共同企業体の結成)

第5条 市長は、工事の適正を期するため、特に必要と認める工事については、その都度、特別共同企業体を結成させることができるものとする。

(特別共同企業体構成員の選定)

第6条 桶川市工事等請負業者審査委員会規程(昭和47年桶川市規程第9号)に基づく桶川市工事等請負業者審査委員会(以下「審査委員会」という。)は、特別共同企業体の構成員の選定について審議の上、市長に内申するものとし、市長はこれが適当であると認めたときは、当該特別共同企業体の構成員に通知するものとする。

2 特別共同企業体は、前項により通知されたグループ間の業者で任意に結成させるものとする。この場合において、構成員は、同一工事で、2以上の特別共同企業体の構成員となることはできない。

(特別共同企業体の資格)

第7条 市長は、結成された特別共同企業体について、前条第1項により通知した日から起算して5日までに、特別共同企業体指名参加資格審査申請書及び特別共同企業体協定書をそれぞれ1部提出させ、次のとおり

指名競争入札参加の資格を与え、その旨を当該特別共同企業体の代表者に通知するものとする。

(1) 構成員の級別格付けが異なる場合上位の構成員の級別格付け

(2) 構成員の級別格付けが同一の場合当該構成員の級別格付け

(特別共同企業体の選定)

第8条 必要とする特別共同企業体（5特別共同企業体以上）が結成された場合は、審査委員会で審議の上、市長へ内申し、これが適当と認められるときは、当該特別共同企業体を選定するものとする。

2 必要とする特別共同企業体（5特別共同企業体以上）が結成されなかった場合は、審査委員会で必要な業者を新たに内申し、市長の決定を受けたのち、前2条及び前項の手続を行うものとする。

(特別共同企業体の有効期間)

第9条 市が契約した特別共同企業体の有効期間は、当該工事の完成後12箇月を経過した日までとする。なお、当該有効期間満了後においても当該工事につき、かし担保責任がある場合には、各構成員は、連帯してその責を負うものとする。

2 当該工事につき結成された特別共同企業体のうち、契約の相手方とならなかったものの有効期間は、当該工事の契約が締結されたときをもって終了するものとする。

(要綱に定めのない事項)

第10条 この要綱に定めのない事項については、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年6月21日から施行する。

附 則（平成23年6月10日市長決裁）

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日市長決裁）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。